

日本ペレットストーブ工業会 ペレットストーブの定義

(総則)

第 1 条 本規程は、日本ペレットストーブ工業会 (以下、本会という。) 会則第 5 条 2 (1) の規定に基づき、ペレットストーブの定義を定める。

(定義)

第 2 条 ペレットストーブの定義を以下【表：ペレットストーブの定義】に定める。

【表：ペレットストーブの定義】

区 分	機能要件	
A. 構造及び 暖房方式	電氣的に燃料及び燃焼用空気を供給する構造をもち、電装部品及び動力部が本体ケーシング内部で構成され、空気を暖める方式で暖房を行う家庭用木質ペレット燃焼機器	
B. 定格出力	25kW 以下	
C. 燃焼方式	直接送風燃焼方式	バーナポット内の燃料を点火させ、着火後燃料をバーナポットに供給し、空気を通風して燃焼させる方式
D. 燃焼機器の区分	密閉式	燃焼室、給排気経路及び燃料タンクが、室内と遮断されている構造
	非密閉式	燃焼室、給気経路及び燃料タンクが、室内とつながっている構造
E. 排気温度	260°C 以下	
F. 点火方式	自動点火式	バーナポット内の燃料を、電気によって自動点火させる方式
	手動点火式	バーナポット内の燃料を、電気以外の手段によって手動点火させる方式

注：ペレットストーブの密閉度については、将来的に別途規定し、密閉式の場合、リーク量をリークレート値 (m³/h) により明記する。

(定義外)

第3条 下記に類する機器がペレットストーブとして流通しているが、定義外となる。

	種類	内容
①	自然排気式のペレットストーブ 及び 薪・ペレット兼用ストーブ	ペレットを主燃料とするものや、ペレットでも薪でも燃焼できるストーブであるが、いずれも送風機を用いないため、排気温度が高く、排気筒による設置ができず、煙突による設置になるために薪ストーブの分類、設置基準になる。
②	非常設式ペレットストーブ	屋外での使用を前提としているため移動ができる。
③	電氣的な駆動方法及び制御方式を持たないペレットストーブ	

(改訂履歴)

平成 27 年 7 月 31 日 : 制 定

平成 30 年 7 月 30 日 : 一部を変更 (第 2 条、強制排気形の説明変更)

令和 3 年 2 月 17 日 : 一部を変更 (第 2 条: 定義)、追加 (第 3 条: 定義外)

令和 3 年 7 月 26 日 : 一部を変更 (第 2 条: D 燃焼機器の区分 密閉式の説明語句の変更)

令和 6 年 11 月 21 日 : 一部を変更 (第 2 条: C.燃焼方式 直接送風燃焼方式の説明語句の変更)、追加 (第 2 条: F.点火方式)、削除 (第 3 条: 定義外 手動着火式ペレットストーブ)

以上